

協 定 書（参考例）

（目的）

第1条 本協定は建築基準法（以下、「法」という。）第42条に該当しない通路について、「北九州市協定道路取扱要領」に基づき協定者の合意により必要な事項を協定し、その整備を図ることにより法第43条第2項第2号許可に必要な権利者の同意を得ている通路として取り扱うことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に用いる用語の定義は、法及び次の各号に定めるもののほか「北九州市協定道路取扱要領」に定めるところによる。

- 一 通路所有者 現況の通路及び通路からの後退部分に係る土地及び建築物の所有者
- 二 その他関係者 協定道路に接する土地の権利者等で協定に参加する者
- 三 継承者 協定者からの相続又は売買等により協定書に係る土地又は建築物の権利者等となった者
- 四 後退部分 協定者で確認した現況の通路境界線から、建て替え等の際に新たに通路となる境界線までの範囲
- 五 通路後退線 後退部分を含む通路の境界線。
現況の通路中心線から水平距離2mの線、又は現況の通路境界線から一方向4m後退した線等を協定に基づき定めたもの

（協定の効果）

第3条 本協定は、協定者の合意で通路についての権利義務に関する事項を定めた約定書である。協定した通路は代表者が「北九州市協定道路取扱要領」に基づき特定行政庁に届け出ることにより、「北九州市建築物の敷地と道路との関係の特例の基準」にある権利者の同意を得ている道路として取り扱うことができる。

（協定の変更及び廃止）

第4条 協定内容を変更する場合は協定者全員の合意を必要とし、新たな「協定書」を締結し、特定行政庁に届け出るものとする。

- 2 協定を廃止する場合は協定者全員の合意を必要とし、特定行政庁に「協定廃止届」を届け出るものとする。

（継承者）

第5条 継承者には、この協定の効力が及ぶものとする。

（協定する通路の位置）

第6条 協定する通路の位置は、下記の地番とする。

（協定事項）

第7条 協定者は、法及び「北九州市建築物の敷地と道路との関係の特例の基準」を遵守するとともに、次の各号に定める事項について協定する。

- 一 将来にわたり協定道路の維持管理に努める。
- 二 後退部分には、新たに建築物、門塀等又は敷地を造成するための擁壁を建築又は築造しない。また、既存の建築物、門塀等又は擁壁については各敷地の建築行為（建て替え等）の際に撤去する。
- 三 後退部分は、これを分筆し、公衆用道路に地目変更を行うよう努める。
- 四 通路後退線の明示は、原則として縁石又は境界標で行う。
- 五 所有権を移転する場合は、継承者に対し、協定書の内容及びその協定が継承者に継承されることを説明し、「協定道路継承届」を特定行政庁に届け出させる。
- 六 協定に基づき順次通路の拡幅が行われた場合、協定者の合意により法第42条第1項第5号の指定を受けられるように努める

